

< 2025年度以降契約を開始する新規事業用 >

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業基本契約書ひな型

平成26年 6月26日制定  
平成27年 3月30日改正  
平成30年 8月30日改正  
2019年 8月 7日改正  
2020年 2月20日改正  
2023年 3月22日改正  
2025年 5月 8日改正

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業基本契約書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業」基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務及び委託業務の実施）

第1条 甲は、「二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業」に係る実証設計、実証事業及び定量化フォローアップ事業に関する一連の業務（以下、「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲は、委託業務の実施にあたり、次に掲げる事業項目に係る業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- ・事業項目「低炭素技術による市場創出促進事業（実証設計）／○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」
- ・事業項目「低炭素技術による市場創出促進事業（実証事業）／○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」
- ・事業項目「低炭素技術による市場創出促進事業（定量化フォローアップ事業）／○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」

3 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、前項に掲げた事業項目毎に甲との間で、次に掲げる契約書により、委託業務に係る契約（以下「個別契約」という。）を別途締結のうえ、当該委託業務を実施しなければならない。

- ・ 実証設計：調査委託契約書
- ・ 実証事業：実証事業委託契約書
- ・ 定量化フォローアップ事業：調査委託契約書

（契約金額等）

第2条 本契約における契約金額とは、前条第2項に定める実証設計、実証事業及び定量化フォローアップ事業の合計額とし、甲は個別契約書に記載の限度額に基づき乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払うものとする。

（委託期間）

第3条 本契約の委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとする。

委託期間 20 年 月 日から20 年 月 日まで

ただし、事業項目毎における委託期間は、各個別契約において定めるものとする。

（事業化評価の実施）

第4条 甲は、実証設計に係る個別契約の委託期間中又は委託期間終了後において、乙に対して実証事業への移行に係る事業化評価を行うものとする。

2 甲は、事業化評価を適正に行い、当該評価の結果に応じて委託業務の継続、条件付き継続又は中止等の決定を行うものとする。

3 甲は、前項の規定により実証事業の中止の決定を行ったときは、これを乙に通知する。この場合は、甲は本通知をもって、中止を決定した日以降の本契約（定量化フォローアップ事業を含む）を自動的に解除することができるものとする。ただし、実証設計に係る個別契約についてはこの限りではない。

（合意文書等の締結）

第5条 甲は、前条第2項の結果により乙に実証事業を実施させることを決定した場合は、その旨を乙に通知するとともに、相手国政府機関等との間で実証事業の推進に係る文書（合意文書）の締結等を行うものとする。

2 乙は、前項の通知を受けた場合、実証事業を実施するため、相手国サイト機関等との間で実証事業の詳細を規定する文書（契約文書）を締結しなければならない。

(定量化フォローアップ事業への移行)

第6条 甲は、実証事業に係る個別契約の委託期間中において、乙に対して定量化フォローアップ事業の実施に係る審査を行うものとする。

2 甲は、定量化フォローアップ事業の実施に係る審査を適正に行い、当該審査の結果に応じて委託業務の継続、条件付き継続又は中止等の決定を行うものとする。

3 甲は、前項の規定により定量化フォローアップ事業の中止の決定を行ったときは、これを乙に通知する。この場合は、甲は本通知をもって、中止を決定した日以降の本契約を自動的に解除することができるものとする。ただし、実証事業に係る個別契約についてはこの限りではない。

4 甲は、本条第2項の規定により定量化フォローアップ事業を実施させることを決定した場合は、これを乙に通知する。この場合は、乙は定量化フォローアップ事業を実施するため、必要に応じ相手国サイト機関等との間で定量化フォローアップ事業の詳細を規定する文書等を締結するものとする。

(契約変更)

第7条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

一 委託期間の中途において、契約金額、委託期間等の変更を行う必要が生じたとき。

二 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

2 委託期間が事業年度を超える契約において、日本国政府の予算又は方針の変更等により本契約の変更を行う必要が生じたときは、甲は契約の内容を変更できるものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。

二 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

三 乙が甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

四 第4条第3項もしくは第6条第3項に定める中止の決定を行ったとき。

2 前項に定める場合以外において、日本国政府の予算又は方針の重大な変更等に伴い、甲が当該業務の中止を決定した場合は、1ヶ月の予告期間を定めて乙に通知することにより、中止を決定した日以降の本契約及び個別契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第10条 本契約締結の際予測することのできない事由であつて、甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除することができる。

(不正行為等に対する措置)

第11条 乙が第8条第1項第三号に規定する行為を行つたときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

(存続条項)

第12条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、第8条及び前条に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

(中長期計画を超える契約の効力)

第13条 委託期間の定めにかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号、以下「通則法」という。）に定める甲の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る本契約の効力は、通則法第35条の5の規定に基づき、甲の次期中長期計画が経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

(その他定めのない事項等の取扱)

第14条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書〇通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通

を保有するものとする。

年 月 日

甲 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長

乙